

新公立病院改革ガイドライン（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）

公立病院改革の目指すもの

- 公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制を確保
- その中で、公立病院が安定的に不採算医療や高度・先進医療などの重要な役割を担っていくことができるようとする

主な項目

① 地方公共団体に対する新公立病院改革プラン策定の要請

i) 策定時期 平成27年度又は平成28年度（地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、できる限り早期に策定）

※ プラン策定後、医療介護総合確保推進法に基づく協議の場の合意事項と翻訳が生じた場合は、速やかにプランを修正

ii) プランの期間 策定年度～平成32年度を標準

iii) プランの内容 以下の4項目を内容とする

① 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・ 将来の機能別の医療需要・必要病床数が示される地域医療構想と整合性のとれた形での当該公立病院の具体的な将来像を明確化
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を明確化 等

経営の効率化

- ・ 公立病院が担う役割を確保しつつ、黒字化を目指して、経常収支比率等の数値目標を設定し、経営を効率化
- ・ 医師等の人材確保・育成、経営人材の登用等に留意しつつ、経費削減・収入増加等の具体的な取組を明記 等

再編・ネットワーク化

- ・ 病院間で機能の重複・競合が見られる病院、病床利用率が低水準の病院等、再編・ネットワーク化を引き続き推進（公的・民間病院との再編等を含む） 等

経営形態の見直し

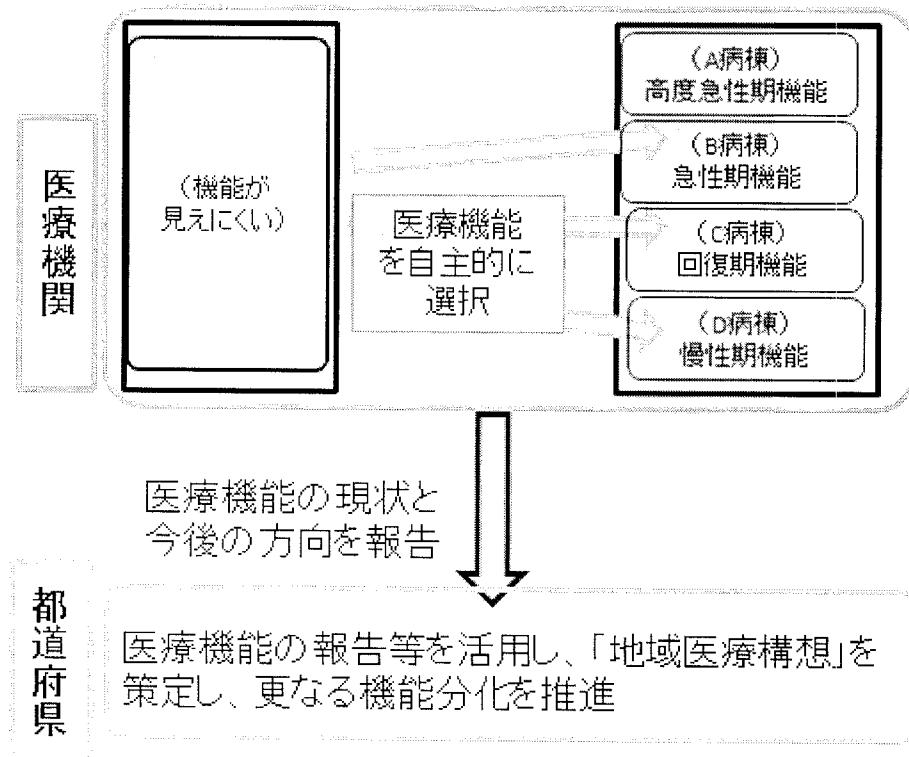
- ・ 民間的経営手法導入等の観点から、地方独立行政法人化、指定管理者制度導入、地方公営企業法の全部適用、民間譲渡等経営形態の見直しを引き続き推進 等

② 都道府県の役割の強化

- ・ 都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、地域医療提供体制の確保について、これまで以上の責任を有することから、地域医療構想の実現に向けた取組とも連携しつつ、再編・ネットワーク化等に積極的に参画
- ・ 管内の公立病院施設の新設・建替等に当たっての都道府県のチェック機能を強化

地域医療構想について

- 平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。(法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましい。)
※ 「地域医療構想」は、2次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。



(「地域医療構想」の内容)

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・ 高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに推計
- ・ 都道府県内の構想区域(2次医療圏が基本)単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

- 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、
医療従事者の確保・養成等

- 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

「北海道地域医療構想」策定スケジュール（案）

27年3月31日	・国が「地域医療構想策定ガイドライン」を策定
4月 1日	・国が関係政令・省令を改正・施行 ⇒構想の策定に関する規定及び実現するために必要な措置に関する規定
5月 目途	・道において、国が提供するデータに基づき、 北海道における必要病床数を算定 ・北海道総合保健医療協議会 地域医療専門委員会において、 道の「地域医療構想策定方針」を決定 ⇒策定スケジュール、構想区域の設定、地域での議論の進め方等 ・関係者との認識共有（医療関係者、自治体、保健所等）
6月～	・各地域において、「地域医療構想調整会議」を設置、議論 ⇒各種データの共有、必要病床数の調整等 ・シンポジウムの開催
28年2月～	・地域医療専門委員会において、「地域医療構想（素案）」の取りまとめ ・パブリックコメントの実施 ・「北海道医療計画[改定版]」の見直し（北海道医療審議会への 諮問・答申）、公示（北海道告示）

函館市病院事業経営改革評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 「函館市病院事業改革プラン」に基づき、改革プランの取組状況の点検・評価を行うほか、改革プランの内容の変更等について審議するため、函館市病院事業経営改革評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 委員会は、病院局長、市立函館病院長、市立函館恵山病院長、市立函館南茅部病院長、管理部長、外部の有識者5人以内をもって構成する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長は、不在の場合など必要な都度、これを代行するものを指名することができる。
- 4 委員長は、必要に応じ、関係部局等に出席を求めることができる。

(会議の公開等)

第4条 会議は、原則公開とし、会議終了後、議事概要を作成し、速やかに公表するものとする。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、平成28年9月末までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、函館市病院局管理部経理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

この要綱は、平成22年2月16日から施行する。

この要綱は、平成26年2月19日から施行する。